

検討会の目的、委員名簿

1. 検討会の目的 (第1回検討会配付資料より抜粋)

横浜川崎区の強制水先は、その対象を平成11年に300GT以上から3,000GT以上に緩和したが、その後約15年が経過し、この間同水域は、

- ・入港隻数も相当程度減少し、船舶の混雑状況は緩和している可能性があること、
- ・国際コンテナ戦略港湾として位置付けられ、港湾整備に一定の進展があること、

等、その環境が変化している。

このため、同水域の強制水先について、操船安全面からの客観的・定量的な分析等安全性の検証を行った上で、その対象船舶のあり方を総合的に検討する。

2. 委員名簿

(五十音順、敬称略)

石橋 武	東京湾水先区水先人会会長
伊東 慎介	横浜市港湾局長
糸屋 雅夫	全国内航タンカー海運組合環境安全委員会委員
井上 欣三	神戸大学名誉教授
今津 隼馬	東京海洋大学名誉教授
奥谷 丈	川崎市港湾局長
◎落合 誠一	中央大学法科大学院教授
門野 英二	(一社)日本船主協会港湾委員会委員
川村 敏宗	外国船舶協会オペレーション部会副会長
小島 茂	(一社)日本船長協会会長
下沖 秋男	(公社)東京湾海難防止協会理事長
○杉山 雅洋	早稲田大学名誉教授
中条 潮	慶應義塾大学教授
根本 勝則	(一社)日本経済団体連合会産業政策本部長
福永 昭一	日本水先人会連合会会長

(国土交通省)

松原 裕	大臣官房審議官(海事)
吉永 隆博	海事局海技課長
今井 浩	海事局総務課首席海技試験官
中島 洋	港湾局計画課港湾計画審査官
伊丹 潔	海上保安庁交通部安全課長

(注) 「◎」は座長、「○」は座長代理

水先人の人材確保・育成等に関する検討会 委員名簿
(五十音順、敬称略)

- 赤峯 浩一 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
池谷 義之 全日本海員組合国際局長
今津 隼馬 東京海洋大学名誉教授
太田 秀男 日本内航海運組合総連合会船員対策委員会委員
◎ 落合 誠一 東京大学名誉教授
小野 芳清 (一社) 日本船主協会理事長
門野 英二 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
小島 茂 (一社) 日本船長協会会長
佐々木 功 日本水先人会連合会副会長
根本 正昭 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
○ 羽原 敬二 関西大学政策創造学部教授
福永 昭一 日本水先人会連合会会長
前田 耕一 外国船舶協会専務理事
松浦 安洋 酒田水先区水先人会会長
八木 嘉幸 海技大学校水先教育センター副センター長
山崎 正敏 日本水先人会連合会水先業務研究委員会委員長
山田 登 内海水先区水先人会会長
渡部 典正 (公社) 日本海難防止協会専務理事

【国土交通省】

- 森重 俊也 海事局長
松原 裕 大臣官房審議官 (海事)
吉永 隆博 海事局海技課長
大橋 伴行 海事局総務課次席海技試験官
石田 康典 海事局海技課企画調整官
前田 良平 海事局海技課水先業務調整官
小池慎一郎 港湾局計画課港湾計画審査官 (オブザーバー)
伊丹 潔 海上保安庁交通部安全課長 (オブザーバー)

【(一財) 海技振興センター】

- 伊藤 鎮樹 理事長
山内 一良 常務理事
古田 幸信 常務理事
庄司 新太郎 技術・研究部長

(注) 「◎」は座長、「○」は座長代理

検討会の目的・スケジュール等

1. 検討会の目的

- ・ 水先業務は、船舶の交通の安全を確保する国際的な制度であり、それを支える水先人は重要な役割を担っているが、水先人を安定的に確保・育成する観点から課題が生じている。
- ・ 水先人の主な供給源である日本人船長が減少するとともに、若年の船長未経験者の水先人養成のために導入した3級水先人資格の取得者も伸び悩んでいる。一方、高齢化する水先人の廃業が進展していく状況にある。加えて、全国35水先区のうち、2～3人の小規模水先区の水先人の確保も、年々困難さを増している。
- ・ このままでは、将来必要となる水先人が十分確保できない状況が生ずる可能性があることから、国として、関係者ととともに、検討会を設置し対策の検討を行う。

2. 検討会の委員

別紙1のとおり。

3. 検討のスケジュール（案）

隔月開催のペースで検討を進め、年度内にとりまとめ。（別紙2）

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の運営の透明性の確保を図るため、原則として議事概要及び資料を公開する。ただし、会議自体は、忌憚無い活発なご意見を頂き、円滑で効率的な検討を進めるため、原則、非公開とする。
- (2) 議事概要は速やかに公開する。ただし、議事概要の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、座長は議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 構成員が欠席の場合又は構成員に代わり説明する場合は、その代理者が出席して意見を述べ又は説明を行うことができる。
- (4) その他必要な事項は、検討会でその都度決定する。